

# 給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 勸 告



給与等に関する報告資料の説明	5
<b>1 平成29年人事統計に関する報告</b>	
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	14
第7表 職員の住居手当の支給状況	15
第8表 職員の通勤手当の支給状況	15
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37
<b>2 平成29年職種別民間給与実態調査</b>	
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第12表 民間における初任給の改定状況	40
第13表 職種別、学歴別初任給	41
第14表 民間における家族手当の支給状況	42
その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況	42
その2 扶養家族の構成別支給月額	42
第15表 民間における住宅手当の支給状況	42
第16表 民間における特別給の支給状況	43
第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第18表 民間における給与改定の状況	44
第19表 民間における定期昇給制度の状況	44
第20表 民間における定期昇給の実施状況	44
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	45

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 給与比較の対象職種	46
その2 給与比較の対象外職種	62
その3 再雇用者	63
〈参考〉 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	64

### 3 職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較	66
--------------------	----

### 4 生計費関係

平成29年4月の標準生計費算定方法	68
第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）	68

### 5 労働経済指標

第25表 労働経済指標	70
-------------	----

### 6 人事院勧告

〈参考〉 人事院勧告の骨子	74
---------------	----

# 給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

## 第1 平成29年人事統計に関する報告

### 1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成29年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

### 2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

### 3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

### 4 集計

集計作業は、総務部総務課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

## 第2 平成29年職種別民間給与実態調査

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

### 2 調査の範囲

#### (1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所  
1,841事業所

#### (2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

### 3 調査対象の抽出

#### (1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から380事業所(うち千葉市105事業所、その他県内地域275事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は340事業所で、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係572人(行政職に相当する調査実人員473人)、初任給関係以外の調査職種13,664人(行政職に相当する調査実人員11,991人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は102,499人であり、行政職に相当するものは、72,588人である。)

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,841事業所
抽出事業所	380事業所
調査の完結した事業所	340事業所(調査完了率89.9%)
調査実人員	14,236人 ( 初任給関係 572人 ) ( 初任給関係以外の調査職種 13,664人 )

### 第3 職員給与と民間給与との比較

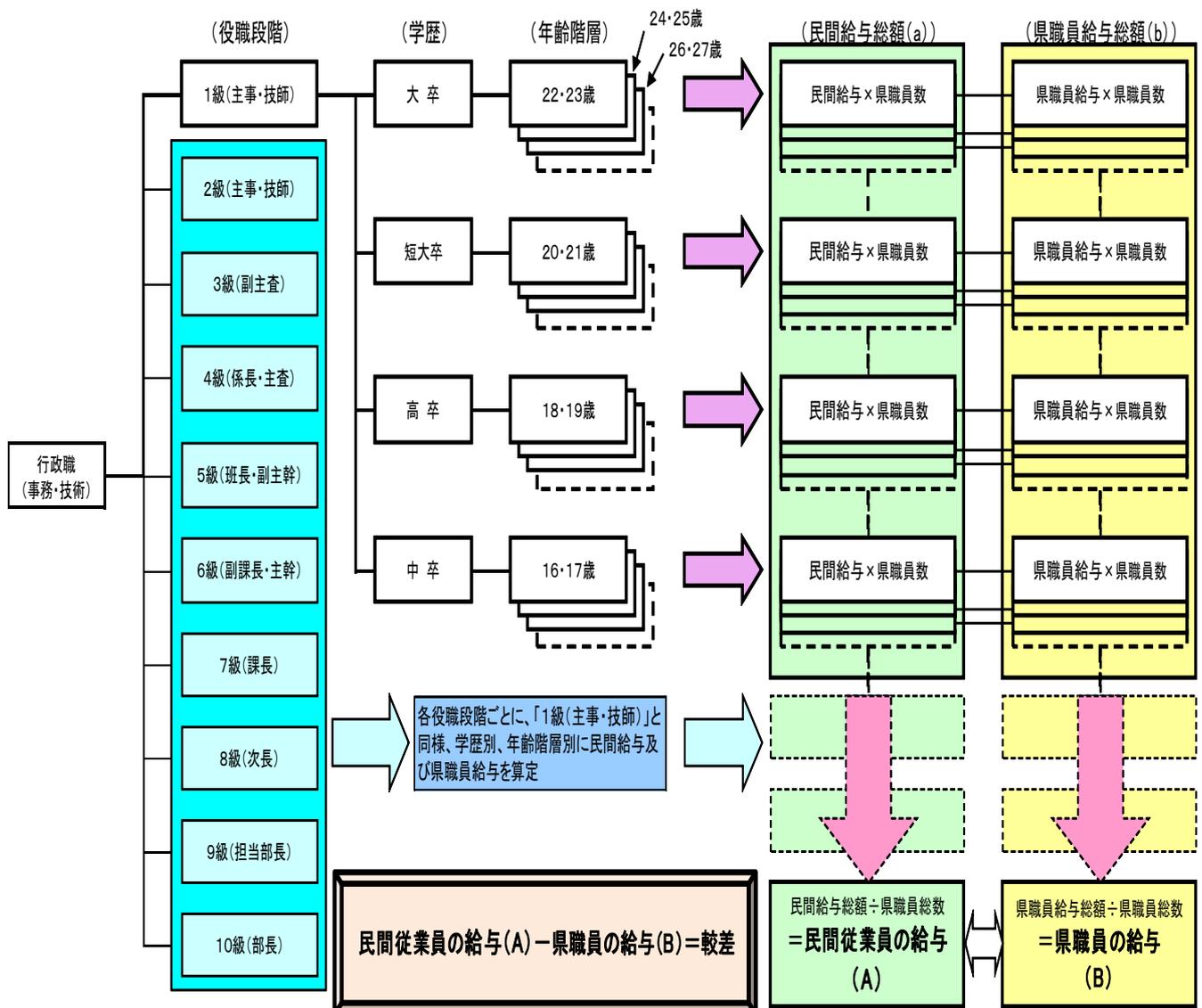
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレ方式により比較した。

<参考>

#### 職員給与と民間給与との比較(ラスパイレ方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。





平成 29 年人事統計に関する報告  
(職員給与関係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			52,845	40.3	18.3
一般職員	行政職給料表	9,024	40.6	18.9	
	研究職給料表	408	44.2	19.9	
	医療職給料表(一)	19	54.5	28.0	
	医療職給料表(二)	518	39.3	15.7	
	医療職給料表(三)	189	42.0	18.4	
	海事職給料表	44	41.7	21.6	
	福祉職給料表	142	35.2	12.5	
	特定任期付職員給料表	5	51.4	—	
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—	
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—	
計		10,349	40.7	18.8	
教育職員	教育職給料表(一)	80	49.3	24.8	
	教育職給料表(二)	30,680	41.3	18.7	
	計	30,760	41.3	18.7	
警察官	公安職給料表	11,736	37.5	17.0	

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(第2表、第9表及び第10表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成29年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	72.8	9.7	17.5	0.0	59.7	40.3
行政職給料表	100.0	57.8	13.6	28.6	0.0	61.8	38.2
研究職給料表	100.0	98.8	1.0	0.2	-	74.0	26.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	57.9	42.1
医療職給料表(二)	100.0	70.8	29.2	-	-	34.2	65.8
医療職給料表(三)	100.0	66.7	32.8	0.5	-	5.3	94.7
海事職給料表	100.0	6.8	59.1	34.1	-	97.7	2.3
福祉職給料表	100.0	66.9	29.6	3.5	-	28.2	71.8
特定任期付職員給料表	100.0	80.0	-	20.0	-	80.0	20.0
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	71.2	26.3	2.5	-	31.2	68.8
教育職給料表(二)	100.0	89.6	10.1	0.3	-	48.0	52.0
公安職給料表	100.0	39.9	4.2	55.8	0.1	90.7	9.3

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職員の区分	年月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	28.4	10,559	41.0	19.2	323,420	6,507
	29.4	10,349	40.7	18.8	320,533	6,498
うち 行政職員	28.4	9,176	41.0	19.5	321,208	6,650
	29.4	9,024	40.6	18.9	317,518	6,578
教育職員	28.4	34,903	41.6	19.0	359,315	5,791
	29.4	30,760	41.3	18.7	358,089	5,914
警察官	28.4	11,633	37.8	17.2	321,922	10,651
	29.4	11,736	37.5	17.0	321,204	10,344
計	28.4	57,095	40.7	18.7	345,058	6,913
	29.4	52,845	40.3	18.3	342,542	7,013

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む)。  
 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等  
 3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、その

## (平成29年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,726	30,720	5,617	1,731	377,721	
9,906	30,485	5,969	1,786	375,177	99.3
9,953	30,489	5,500	1,599	375,399	
10,087	30,162	5,839	1,598	371,782	99.0
5,121	33,332	5,889	6,098	415,546	
5,080	33,232	6,076	6,136	414,527	99.8
1,975	30,124	3,953	436	369,061	
2,044	30,039	4,089	399	368,119	99.7
5,332	32,195	5,444	4,138	399,080	
5,351	31,985	5,614	4,010	396,515	99.4

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	7,661 人	3,128 人	3,892 人	641 人
2人	6,648	2,912	3,507	229
3人	4,253	3,301	921	31
4人	1,021	899	115	7
5人	130	114	15	1
6人以上	12	11	1	0
計	19,725	10,365	8,451	909

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,787円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	25	147	355	2,131	35	1,306	97	141	4,237	66,737

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1 人当たり平均 手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1100km 未満	1100km 以上 1300km 未満	1300km 以上 1500km 未満	1500km 以上 2000km 未満	2000km 以上 2500km 未満	2500km 以上		
受給者	147	10	2	2	0	1	0	0	0	0	0	162	31,235

第7表 職員の住居手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		11,414 人
手当月額		
11,000円未満の受給者		6
11,000円以上27,000円未満の受給者		3,106
27,000円の受給者		8,302
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,988 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり平 均 手 当 月 額
	2 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(平成29年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,575 人
	交通用具のみ使用者	33,984
	交通機関等・交通用具併用者	1,286
	小 計	47,845
非 受 給 者		5,000
計		52,845
手当受給者1人当たり平均手当月額		10,745 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,358

# 第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

## 行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成29年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
1										
2										1
3										2
4										2
5										
6										1
7										
8										
9	51	6								
10	1	2								
11		69								
12	2	7								
13	19	11								1
14	1	8	1							
15	63	56							4	
16	5	7	5						2	
17	45	23	2						2	
18	6	11	62							
19	70	81	2						2	
20	2	15	4							
21	5	59	7				3		3	1
22	4	18	70							
23	91	90	10						1	
24	12	21	32	1						
25	11	40	9					1		
26	5	20	68					1		
27	98	104	14							
28	13	26	26				1	2		
29	140	50	17					6		
30	15	26	24	10				4		
31	78	37	22	1				10		
32	11	15	68	2			2	12		
33	29	34	24	4			11	7		
34	14	21	26	11			13	9		
35	134	15	27	35			5	2		
36	16	13	49	20			36	4		
37	87	25	31	12			38	3		
38	16	14	51	26			9			
39	146	15	28	36			7			
40	21	6	42	17	2		8	4		
41	80	3	14	16			10	1		
42	28	11	46	16	1	2	8			
43	56	7	24	44	1		18	1		
44	34	3	47	32			4			
45	80	5	24	18	11		1			
46	17	4	34	14	4		9			
47	49		17	27	3		7			
48	19	3	33	22	3	8				
49	38		9	25	25	3				
50	13	1	22	33	5	7	5			
51	21	1	25	32	7	2	5			
52	15		8	24	7	21	2			
53	18		9	35	48	38	2			
54	13		12	31	12	77	3			
55	17	2	21	47	6	42	2			
56	9		9	33	6	31	3			
57	10	1	13	49	19	12	3			
58	9		1	62	12	26	2			
59	7	1	25	34	40	41				
60	8		5	36	16	14	1			
61	8		4	58	7	27	16			
62	7		5	73	23	17				
63	10		7	32	96	30				
64	10		7	29	25	19				
65	6		16	45	21	12				
66	6		8	67	15	13				
67	9		4	16	77	12				
68	6		8	16	14	17				
69	4		27	35	21	9				
70	2		1	21	15	7				
71	2		1	36	28	10				
72	5		2	19	56	29				

号給	職務の級										全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職務	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	2		8	25	20	14					
74	1			15	22	23					
75	4		2	35	31	34					
76	4		1	14	73	34					
77	1		2	12	27	42					
78	1		1	28	33	40					
79				36	39	29					
80	3			6	80	82					
81	1			23	35	18					
82	2			12	34	19					
83				28	81	30					
84				7	43	19					
85	1			15	54	33					
86	2			12	58						
87	3			30	59						
88			1	16	76						
89				17	63						
90				11	34						
91				26	75						
92	1			16	186						
93	5			10	225						
94				10							
95			1	8							
96				5							
97				45							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,858	987	1,225	1,714	1,974	943	234	67	14	8	9,024
級別構成比	20.6%	10.9%	13.6%	19.0%	21.9%	10.4%	2.6%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	193,439円	231,226円	289,617円	361,741円	390,621円	410,736円	430,753円	455,326円	496,037円	531,771円	317,304円
平均年齢	24.9歳	30.0歳	36.3歳	45.0歳	51.0歳	53.3歳	55.1歳	56.9歳	56.5歳	56.4歳	40.6歳

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。  
2 人員計1の号給は空欄とした。  
3 平均給料月額は給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。  
4 上記1～3の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9								1	
10									
11									
12									
13	143								
14	46								
15	35								
16	100								
17	18				1				
18	25								
19	15								
20	74		3						
21	14		2	1				1	
22	29		3						
23	21		2	1					
24	120	1	7						
25	25	4	1						
26	33	24	8						
27	20	27	3						
28	122	189	12	1					
29	200	53	5		1				
30	48	52	12	2	1				
31	54	41	5						
32	194	242	31	5					
33	50	45	17	3					
34	32	90	36	6	1				
35	18	63	19	4					4
36	12	189	69	7	4				
37	10	78	38		1				7
38	8	72	70	6	2				7
39	3	44	31	3	2				
40	7	150	91	10	5				5
41	8	61	33	2					1
42	4	65	79	13	6				6
43	4	54	30	7	5				2
44	5	89	81	11	7				4
45	4	44	33	11					29
46	2	47	79	16	4				
47	2	23	35	9	7				
48	6	19	92	20	6				
49	4	14	46	14	3				
50		23	58	29	3				
51	4	20	42	12	3	2		3	
52	1	11	80	31	8			21	
53	2	3	42	22	7	1		8	
54	3	6	79	43	8	2		2	
55	1	10	52	21	9		1	8	
56		8	102	53	5		14	2	
57	4	2	54	33	6	2	2	3	
58	2	5	88	59	8	6	12		
59	1	3	46	39	7	1	11	3	
60	1	3	94	56	12	6	11	8	
61		2	47	44	21	2	10	49	
62		2	99	71	17	5	1		
63	1	4	41	44	16	8	9		
64		5	84	62	23	9	4		
65		1	66	55	25	3	3		
66		1	73	59	20	4	7		
67		1	54	43	24	3	9		
68			75	53	18	7	6		
69			50	43	23	6	4		
70		1	69	66	37	3	1		
71	1	1	34	41	30	9	2		
72			69	60	28	11	1		
73			30	41	28	6	5		
74			50	46	16	5	3		
75		1	22	30	21	10	6		
76			34	59	19	5	4		

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡查	巡查長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			20	48	26	6	9			
78			23	51	17	5	5			
79			20	36	23	6	6			
80			12	51	27	5	9			
81			13	55	19	5	8			
82		1	9	29	20	5	9			
83			8	37	18	5	5			
84			4	45	19	6	20			
85			8	36	14	5	41			
86			8	38	15	6				
87			3	43	26	5				
88			7	37	18	30				
89			2	43	16	15				
90				22	19	17				
91			3	42	27	25				
92			2	31	23	51				
93			1	39	32	144				
94			1	35	31					
95			1	38	41					
96			1	20	31					
97			2	33	391					
98				26						
99				23						
100				25						
101			1	18						
102				21						
103				19						
104				19						
105				20						
106				15						
107				13						
108				16						
109				25						
110				17						
111				27						
112				27						
113				20						
114				21						
115				19						
116				31						
117				30						
118				37						
119				39						
120				31						
121				52						
122				58						
123				54						
124				63						
125				388						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,536	1,894	2,756	3,331	1,350	457	238	109	65	11,736
級別構成比	13.1%	16.1%	23.5%	28.4%	11.5%	3.9%	2.0%	0.9%	0.6%	100.0%
平均給料月額	211,882円	246,781円	290,937円	371,679円	411,934円	426,094円	439,752円	452,129円	471,469円	321,077円
平均年齢	21.9歳	26.9歳	33.5歳	44.6歳	50.8歳	51.9歳	54.5歳	54.8歳	56.3歳	37.5歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級
	助教	講師	准教授	教授
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				1
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29			1	
30			1	
31				
32				
33				
34				
35				
36				1
37	1		1	3
38				
39				
40	1			1
41	1	2		
42	1	1		
43				
44				
45	1			1
46		1	1	2
47	1			
48				3
49		2	2	1
50			1	1
51	1		1	1
52	1		1	2
53				2
54		1		3
55	1		1	
56				1
57	1		1	
58		2		1
59	1		2	
60				
61		1		
62		1		
63	1	1		
64		1	1	
65	1	1	1	
66			1	
67	3	1		
68				

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
	人	人	人	人	
69					
70					
71					
72					
73		1		1	
74		1		1	
75					
76					
77		1			
78					
79					
80		1			
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87				1	
88					
89					
90					
91					
92		1			
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 16	人 21	人 19	人 24	人 80
級別構成比	% 20.0	% 26.3	% 23.7	% 30.0	% 100.0
平均給料月額	円 320,650	円 395,114	円 425,584	円 498,557	円 418,491
平均年齢	歳 39.9	歳 48.0	歳 49.1	歳 56.8	歳 49.3

教育職給料表 (二)

(高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
支給	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1				
6					
7					
8					
9	1	2			
10					
11	2	3			
12					
13		3			
14					
15	1	4			
16					
17	1	422			
18		3			
19		61			
20	1	12			
21	3	164			1
22	1	8			29
23		449			128
24	1	30			167
25	3	155			159
26		37			102
27		599			53
28		43			50
29	3	228			68
30		81			81
31	3	650	1		36
32	1	53	1		40
33	4	203			18
34	1	100	1		10
35	5	684			9
36	1	70			17
37	2	238			24
38	2	145			37
39	6	690			32
40	1	82	1		41
41	9	210			23
42	3	151	1		14
43	10	710			13
44		104	1		3
45	3	275			4
46	4	149	2		
47	8	666			1
48	4	106			
49		15	1		
50	2	38	1		
51	4	39			
52	4	227	2		
53	7	139			
54	3	441			
55	3	143			
56	5	271	2		
57	5	140	2		
58	4	376	1		
59	8	136	2		
60	6	259	1		
61	4	161			
62	2	382		1	
63	5	60	5		
64	5	64	2		
65		130			
66	1	260		2	
67	1	142		4	
68	10	378		5	
69	4	25	1	4	
70	4	33	1	7	
71	5	144		3	
72	3	202	2	12	
73	2	152		5	
74	6	301	1	19	
75	4	122		7	
76	6	225		26	
77		181		38	
78		276	2	163	
79	1	126	2	71	
80	4	167		55	
81	2	134	1	51	
82	3	238	1	170	
83	3	136		69	
84	1	163	1	30	

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
	人	人	人	人	人	人
85	1	163	1	86		
86	2	209	1	119		
87	4	124		81		
88		164	1	77		
89		13	2	56		
90		10	1	47		
91		133	3	42		
92	2	180	6	28		
93	2	110	4	25		
94	1	150	4	15		
95	1	112	23	14		
96	1	167	16	4		
97	1	100	12	9		
98	4	138	8	3		
99	2	100	19	4		
100	1	121	17			
101			7			
102		4	5			
103		6	4			
104	2	84	4			
105	1	106	1			
106	2	93				
107	3	126	1			
108	2	82				
109	2	103				
110	2	91				
111	3	97				
112	2	80				
113		76				
114		91				
115		104				
116	1	79				
117		80				
118	1	115				
119	2	113				
120	2	158				
121	4	88				
122		137				
123	3	86				
124	1	110				
125		107				
126		130				
127		98				
128	1	138				
129	2	144				
130	2	140				
131	2	143				
132		211				
133		229				
134	1	172				
135	2	285				
136	1	274				
137		12				
138		279				
139	4	371				
140	1	389				
141		425				
142	1	690				
143		639				
144		741				
145		987				
146		1180				
147		525				
148		949				
149		77				
150		165				
151		28				
152		16				
153		1				
154		1				
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161	3	24				
人員計	287	27,689	192	1,352	1,160	30,680
級別構成比	0.9%	90.3%	0.6%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	264,605円	336,087円	405,230円	428,630円	439,563円	343,841円
平均年齢	33.8歳	40.0歳	51.7歳	52.8歳	57.0歳	41.3歳

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10			3		
11		1	1		
12		1			
13		1			
14		2	5		
15		2			
16		2			
17		1	1		
18			4		
19		7	1		
20		1	1		
21		1	1		
22		1	1		
23		6			
24		4	4		
25		2			
26			1		
27		3	1		
28			9		
29		1			
30		1	3		
31		8			
32		4	3		
33		3			
34		1	4		3
35		4	3		3
36		4	5		
37		1	3		
38			2		
39		3			
40			4		
41		1	1		
42		1	2	1	
43		1	1		
44			1	2	
45			1	1	
46		1	2	1	
47			1	1	
48				1	
49		2	3		
50			1	1	
51		4	2	1	
52			1	1	
53		1	2	1	
54			5	1	
55			3	4	
56				2	
57			2	6	
58			2		
59			3	1	
60				1	
61			2	5	
62			1	3	
63		1	3	6	
64		2	2	3	
65			1	2	
66			1	5	
67			4	5	
68			1	6	

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
	人	人	人	人	人	人
69				4		
70			3	6		
71			2	7		
72				7		
73			2	10		
74	1			7		
75				10		
76			1	10		
77			2	12		
78				14		
79				11		
80				5		
81				37		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89			1			
90						
91	1					
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全級
人員計	人 2	人 80	人 119	人 201	人 6	人 408
級別構成比	% 0.5	% 19.6	% 29.1	% 49.3	% 1.5	% 100.0
平均給料月額	円 271,400	円 258,865	円 355,692	円 439,326	円 466,594	円 379,126
平均年齢	歳 39.5	歳 29.4	歳 39.0	歳 52.8	歳 57.8	歳 44.2

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級
	医師	主任医師	センター長	センター長
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		1		
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				1
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				3
53				
54		1		1
55				1
56				1
57				
58				
59				1
60				
61				
62			1	
63				
64				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
65	人	人	人	人	
66				3	
67					
68			1		
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88			1		
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
					全級
人員計	- 人	2 人	7 人	10 人	19 人
級別構成比	- %	10.5 %	36.8 %	52.7 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	436,450 円	523,543 円	564,220 円	535,784 円
平均年齢	- 歳	39.5 歳	53.3 歳	58.4 歳	54.5 歳

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11		2						
12								
13		1						
14								
15		9						
16								
17		5						
18		1						
19		15						
20								
21		3						
22		1						
23	1	21						
24		1						
25	2	2						
26		2	4					
27		18	1					
28		1		3				
29	4	2						
30		3	8		3			
31	1	8						
32				5				
33	1	2			1			
34		4	10		1			
35		15		2				
36		3	1	6		1		
37	1	3			1			
38		2	8	2	3			
39		13	4	1	2	1		
40		1	1	3	1			
41	1	3		1		1		
42	1	3	1		1			
43		1	1	4	2			
44		1		5	2			
45				2	4	2		
46		5	3	1	1			
47		5		6				
48				4		1		
49		1		2				
50		4	3	1	1			
51		3	1	2	3			
52		1		5	2	1		
53	1		2		3	2		
54		1	1	2	1			
55	1	1			4			
56				2		1		
57					1	4		
58	1	2	1		1	2		
59		1			10	2		
60		1		3	1			
61			3	1	2	7		
62					1	5		
63		3			2	3		
64				1				

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66		2	1		1	5			
67					4	2			
68						1			
69				1		7			
70				1	2	7			
71						8			
72					1	5			
73					2	7			
74						58			
75					1				
76									
77		1			1				
78					1				
79					1				
80					1				
81		1							
82									
83					1				
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	15人	178人	54人	66人	70人	133人	1人	1人	518人
級別構成比	2.9%	34.4%	10.4%	12.7%	13.5%	25.7%	0.2%	0.2%	100.0%
平均給料月額	200,747円	231,615円	275,059円	313,805円	367,253円	414,469円	X円	X円	311,839円
平均年齢	25.4歳	29.8歳	34.6歳	38.8歳	43.9歳	52.9歳	X歳	X歳	39.3歳

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 另給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19							
20							
21		1					
22			1				
23		3					
24							
25							
26							
27		3					
28							
29			1				
30		1	2				
31		1					
32				1			
33		1	1				
34		1	1				
35		6					
36				2			
37							
38			6				
39		1		1			
40		1	1	1			
41		2					
42			2				
43		4			1		
44		1			1		
45		1	2				
46							
47		2	1			1	
48				1		2	
49							
50		1					
51		4			1		1
52					1		
53		1	1				
54		2			3		
55		1	1				
56							
57		1	1				
58		1			2		
59		4			2		
60		1	1		2		
61					2		
62					1		
63		1					
64		1					
65		2					
66		1					
67		1			1		
68			1		1		
69		1					
70					2		
71		2			3		
72		2					
73					1		
74			1				
75				2		1	
76						1	
77					1		
78					1		
79		1			2	1	
80					2	1	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全級
	准看護師 人	保健師・看護師 人	主任保健師・ 主任看護師 人	主査 人	副主幹 人	課長 人	課長 人	
81					1			
82		1	1		3			
83					1			
84					1			
85		1	1	1	1			
86		1			3			
87					5			
88					3			
89		1			3			
90				1	1			
91				2	2			
92				1	5			
93					17			
94				1				
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102		1						
103								
104		1						
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111		1						
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人員計	- 人	65 人	26 人	44 人	50 人	4 人	- 人	189 人
級別構成比	- %	34.4 %	13.7 %	23.3 %	26.5 %	2.1 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	262,157 円	292,465 円	341,093 円	393,428 円	414,800 円	- 円	322,661 円
平均年齢	- 歳	33.9 歳	37.5 歳	42.2 歳	53.8 歳	53.3 歳	- 歳	42.0 歳

# 海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11	1				
12					
13		2			
14		1			
15					
16					
17					
18					
19	1				
20					
21				1	
22					
23					
24					
25					
26					
27	1	1			
28				1	
29		1	1		
30					
31					
32					
33				1	
34					
35					
36					
37			1		
38					
39				1	
40					
41	1				
42					
43					
44				2	
45					
46					
47				2	
48					
49					
50	1				
51					
52					
53				1	
54					
55			1		
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63			1	1	
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66				1		
67				1		
68				1		
69						
70				1		
71						
72						
73						
74						
75				2		
76						
77						
78						
79				1		
80			1			
81						
82						
83			1			
84				2		
85						
86				2		
87						
88						
89				2		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99			1			
100						
101			2			
人員計	人 5	人 5	人 9	人 24	人 1	人 44
級別構成比	% 11.4	% 11.4	% 20.4	% 54.5	% 2.3	% 100.0
平均給料月額	円 226,380	円 258,400	円 364,356	円 414,129	円 X	円 365,868
平均年齢	歳 24.2	歳 27.4	歳 44.9	歳 46.5	歳 X	歳 41.7

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		4				
18						
19						
20						
21	1	2				
22						
23	3					
24						
25	4	1				
26						
27	3					
28						
29	4	4				
30		1	1			
31	6					
32	1	1	1			
33	4	2				
34		2				
35	4					
36		1				
37	2		1			
38	2					
39	3	2	2	1		
40		1	2			
41	5	1				
42		1	2			
43				1		
44					1	
45	3		2			
46			2			
47		1	1			
48	2			1		
49	2	1				
50	2	1				
51	1	1	1			
52		1	1			
53			1			
54	2					
55	1	2				
56						
57	1					
58			1			
59						
60						
61	1				1	
62	1				1	
63			1			
64	1					
65					1	
66						
67						
68						
69			1			
70						
71						
72						
73					1	
74					1	
75						
76					3	
77					2	
78						
79						
80						

身給	職務の級						全級
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
標準的な職務	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
	人	人	人	人	人	人	人
81				2			
82							
83							
84				1			
85							
86							
87				1			
88							
89				1			
90							
91							
92				2			
93				1			
94							
95							
96				2			
97				8			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人員計	60人	30人	20人	32人	-人	-人	142人
級別構成比	42.3%	21.1%	14.1%	22.5%	-%	-%	100.0%
平均給料月額	207,635円	257,467円	318,470円	387,513円	-円	-円	274,309円
平均年齢	26.7歳	31.2歳	40.0歳	51.8歳	-歳	-歳	35.2歳

### 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	1
5	3
6	
7	
人員計	5

### 第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

### 第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	249			6	124	117	2				
	研究職給料表	16			1	15						
	医療職給料表(二)	12				5	3	4				
	医療職給料表(三)	2				1	1					
	海事職給料表	9				9						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,166	1	1,165								
警察官	公安職給料表	79				24	33	19		3		
給料表計		1,535										
60歳		615										
61歳		467										
62歳		218										
63歳		157										
64歳		78										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(平成29年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	322			7	135	180					
	研究職給料表	14			2	12						
	医療職給料表(二)	14					6	8				
	医療職給料表(三)	3				2	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(二)	1,018		1,018								
警察官	公安職給料表	0										
給料表計		1,372										
60歳		202										
61歳		244										
62歳		314										
63歳		345										
64歳		267										



平成29年職種別民間給与実態調査  
(民間給与関係)

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成29年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	340	76	39	45	131	49
農業, 林業, 漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	16	7	2	—	5	2
製造業	114	12	11	16	52	23
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	82	15	9	14	29	15
卸売業, 小売業	31	14	4	3	9	1
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	15	6	4	—	5	—
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	82	22	9	12	31	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が38所あった。  
 2 調査対象事業所380所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた378所に占める調査完了事業所340所の割合(調査完了率)は、89.9%。  
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第12表 民間における初任給の改定状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

学歴 項目	新規学卒者の採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし %
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	25.7	(26.5)	(73.5)	—	74.3
高校卒	10.3	(41.4)	(58.6)	—	89.7

(注) ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第13表 職種別、学歴別初任給

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	202,848 円
	短 大 卒	180,568
	高 校 卒	166,138
新 卒 事 務 員	大 学 卒	201,672
	短 大 卒	178,560
	高 校 卒	162,703
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,813
	短 大 卒	※ 189,012
	高 校 卒	168,123
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 196,237
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	X
	高 校 卒	X
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	—
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 209,799
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	—

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。  
 なお、医師については、平成26年3月大学卒業後、平成26年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成29年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第14表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況  
(平成29年職種別民間給与実態調査)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定又は見直 すことについて 検討中	税制及び社会保 障制度の見直し の動向等によっ ては見直すこと を検討する	配偶者に対する 家族手当を見直 す予定がない (検討も行って いない)
%	%	%	%	%
81.0	(86.0)	[7.4]	[16.2]	[76.4]

(注) 1 ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした場合である。  
2 [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額  
(平成29年職種別民間給与実態調査)

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,477 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,774
配 偶 者 と 子 2 人	25,540

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、子については1人につき8,000円、配偶者及び子以外については1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第15表 民間における住宅手当の支給状況  
(平成29年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	60.8 %
支 給 し な い	39.2
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の平均額	27,614 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における特別給の支給状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	371,734 円
	上半期 (A 2)	371,886
特別給の支給額	下半期 (B 1)	838,507
	上半期 (B 2)	800,734
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.26 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.15
	年 間	4.41

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。  
備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

部長級 (非役員)		課長級		係 員	
一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
54.2 %	45.8 %	53.8 %	46.2 %	59.7 %	40.3 %

第18表 民間における給与改定の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
課長級	22.2 %	8.7 %	0.2 %	68.9 %
係員	28.5	8.4	0.2	62.9

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第19表 民間における定期昇給制度の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	項目			定期昇給 制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
課長級	84.7 %	36.2 %	62.5 %	48.9 %	15.3 %
係員	92.8	47.7	69.2	53.5	7.2

(注)1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
				増額	減額		
課長級	82.6 %	81.3 %	17.9 %	4.7 %	58.7 %	1.3 %	17.4 %
係員	91.8	90.2	20.5	5.5	64.2	1.6	8.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成29年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.1%	6.1%	8.7%	8.7%
30%	24.0	30.1	16.5	25.2
29%	-	30.1	-	25.2
28%	1.3	31.4	1.7	26.9
27%	4.2	35.6	4.1	31.0
26%	0.2	35.8	0.5	31.5
25%	64.2	100.0	68.5	100.0

第22表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長	45	51.7	750,028	3,103	746,925	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	28	51.0	780,503	5,230	775,273		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	15	53.0	703,298	44	703,254		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	11	53.1	661,482	4,767	656,715	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	8	55.6	671,642	105	671,537		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	46.9	635,983	16,466	619,517		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	398	52.3	675,611	1,765	673,846	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	289	52.3	699,528	2,166	697,362		
	短 大 卒	18	51.2	621,477	99	621,378		
	高 校 卒	91	52.6	612,298	822	611,476		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	217	52.0	663,109	1,890	661,219	同 上	同 上
	大 学 卒	165	51.6	675,064	1,379	673,685		
	短 大 卒	25	52.2	660,219	5,354	654,865		
高 校 卒	27	54.2	590,439	1,996	588,443			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	111	50.7	597,729	3,092	594,637	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長—課長間)	同 上	
大 学 卒	92	50.7	610,254	1,995	608,259			
短 大 卒	8	50.1	513,065	0	513,065			
高 校 卒	11	51.4	571,465	14,215	557,250			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長—課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下本表において同じ。)

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支 給す る給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	142	51.8	628,003	7,702	620,301	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満及び本表 4 企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	124	51.5	632,640	7,295	625,345		
	短 大 卒	9	52.1	634,096	7,738	626,358		
	高 校 卒	9	54.6	560,169	13,132	547,037		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	1,017	48.0	587,134	6,518	580,616	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	669	47.7	610,208	6,042	604,166		
	短 大 卒	82	47.5	544,630	3,305	541,325		
	高 校 卒	262	49.0	539,539	8,684	530,855		
	中 学 卒	4	52.2	629,630	2,637	626,993		
	技術課長	678	48.2	581,844	11,200	570,644	同 上	同 上
	大 学 卒	474	47.5	587,498	7,773	579,725		
	短 大 卒	60	49.0	569,250	17,098	552,152		
	高 校 卒	143	50.6	568,021	21,479	546,542		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	469	46.4	562,471	36,922	525,549	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	324	45.6	570,400	37,772	532,628		
	短 大 卒	42	45.2	525,725	42,622	483,103		
	高 校 卒	102	50.3	544,292	31,248	513,044		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	330	44.1	555,835	80,994	474,841	同 上	同 上	
大 学 卒	220	42.2	532,445	62,169	470,276			
短 大 卒	38	44.6	608,201	126,647	481,554			
高 校 卒	72	49.2	594,593	110,149	484,444			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	974	45.1	473,800	67,108	406,692	係の長及び係長級 専門職	本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満及び本表4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	479	42.2	459,250	59,749	399,501		
	短大卒	99	43.7	437,977	52,555	385,422		
	高校卒	395	48.3	495,840	77,501	418,339		
	中学卒	X	X	X	X	X		
	技術係長	470	44.6	505,054	74,134	430,920	同上	同上
	大学卒	193	40.9	469,679	70,955	398,724	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所にお ける主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所にお いて、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）	同上
	短大卒	51	43.9	492,595	84,800	407,795		
	高校卒	224	48.0	538,997	74,999	463,998		
	中学卒	2	49.2	448,411	43,360	405,051		
	事務主任	805	40.7	399,029	58,588	340,441		
	大学卒	399	37.5	399,305	60,462	338,843	同上	同上
	短大卒	119	42.1	406,045	54,727	351,318		
	高校卒	284	44.1	395,968	57,420	338,548		
	中学卒	3	42.6	374,652	107,863	266,789		
	技術主任	664	41.9	470,714	78,411	392,303		
	大学卒	389	39.0	461,672	74,036	387,636	同上	同上
	短大卒	55	43.7	471,213	97,190	374,023		
	高校卒	219	46.4	486,838	81,692	405,146		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,500	36.3	323,778	40,041	283,737			
大学卒	1,783	32.9	332,869	43,901	288,968	同上	同上	
短大卒	598	38.9	317,593	32,408	285,185			
高校卒	1,105	40.6	311,330	37,465	273,865			
中学卒	14	42.8	336,759	55,139	281,620			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,160	33.3	368,789	74,213	294,576		{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満及び本表 4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大学卒	1,038	30.8	355,690	66,902	288,788		
	短大卒	317	32.7	362,270	82,682	279,588		
	高校卒	801	36.2	385,721	78,053	307,668		
	中学卒	4	45.0	335,166	42,234	292,932		

## 2 企業規模500人以上

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	41	51.4	762,424	3,461	758,963	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	26	50.4	801,509	5,793	795,716		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	13	53.1	701,739	51	701,688		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	5	54.4	756,149	175	755,974	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	5	54.4	756,149	175	755,974		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	237	51.4	717,328	2,114	715,214	{ 2課以上又は構成員 20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	191	51.4	734,289	2,232	732,057		
	短 大 卒	10	50.7	624,469	167	624,302		
	高 校 卒	36	51.6	654,744	1,993	652,751		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	135	52.5	722,009	3,220	718,789	同 上	同 上
	大 学 卒	105	52.0	737,293	2,320	734,973		
	短 大 卒	15	54.2	683,297	7,981	675,316		
	高 校 卒	15	53.6	655,237	4,090	651,147		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	59	51.1	654,177	2,344	651,833	{ 上記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)	同 上	
大 学 卒	58	51.1	654,323	2,390	651,933			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	121	51.6	638,604	8,787	629,817	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	行政職 9級、10級
	大 学 卒	108	51.4	641,373	8,094	633,279		
	短 大 卒	7	52.7	643,282	8,923	634,359		
	高 校 卒	6	53.3	573,218	23,273	549,945		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	708	48.1	621,806	7,348	614,458	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	510	47.7	637,041	6,930	630,111		
	短 大 卒	56	47.1	576,204	2,686	573,518		
	高 校 卒	140	49.8	582,289	10,603	571,686		
	中 学 卒	2	57.1	554,605	7,182	547,423		
	技術課長	469	48.3	614,345	12,982	601,363	同 上	同 上
	大 学 卒	354	47.7	611,148	7,654	603,494		
	短 大 卒	34	49.1	595,828	19,424	576,404		
	高 校 卒	81	51.4	643,847	38,615	605,232		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	389	46.4	576,535	38,441	538,094	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大 学 卒	288	45.7	577,806	39,746	538,060		
	短 大 卒	32	45.3	548,999	43,072	505,927		
	高 校 卒	69	50.8	580,891	28,818	552,073		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	258	43.3	565,795	87,754	478,041	同 上	同 上	
大 学 卒	180	41.9	542,506	65,990	476,516			
短 大 卒	35	44.3	611,494	131,233	480,261			
高 校 卒	43	47.7	613,399	131,647	481,752			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	682	45.4	500,808	76,415	424,393	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大 学 卒	355	42.5	480,486	65,598	414,888		
	短 大 卒	60	42.8	449,737	59,691	390,046		
	高 校 卒	267	48.8	530,557	90,699	439,858		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	298	44.9	539,214	79,889	459,325	同 上	同 上
	大 学 卒	107	40.4	502,339	77,120	425,219		
	短 大 卒	30	43.9	506,842	86,935	419,907		
	高 校 卒	161	48.5	572,581	80,738	491,843		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	442	39.3	421,002	59,934	361,068	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
	大 学 卒	240	35.9	417,123	67,274	349,849		
	短 大 卒	85	41.2	422,041	55,584	366,457		
	高 校 卒	117	43.0	426,223	51,808	374,415		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	444	43.1	500,816	79,597	421,219	同 上	同 上
	大 学 卒	261	40.0	485,528	68,401	417,127		
	短 大 卒	32	45.1	491,106	103,341	387,765		
	高 校 卒	150	47.7	527,598	93,695	433,903		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
事 務 係 員	2,025	35.9	333,176	43,737	289,439		行政職 1級	
大 学 卒	1,128	32.1	336,394	48,174	288,220			
短 大 卒	383	39.3	326,531	33,275	293,256			
高 校 卒	507	42.0	330,303	41,191	289,112			
中 学 卒	7	40.3	381,689	70,145	311,544			

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	1,342	33.5	386,031	83,074	302,957		行政職 1 級
	大 学 卒	586	30.5	372,573	73,779	298,794		
	短 大 卒	198	32.6	375,374	91,966	283,408		
	高 校 卒	556	36.2	401,556	86,386	315,170		
	中 学 卒	2	44.4	365,141	51,056	314,085		

3 企業規模100人以上500人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	4	54.4	642,633	0	642,633	構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	2	56.1	585,256	0	585,256		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	52.3	713,893	0	713,893		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	50.6	593,692	10,082	583,610	構成員50人以上の 工場の長(取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	2	56.5	526,906	0	526,906		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	3	46.9	635,983	16,466	619,517		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	147	53.7	624,757	1,042	623,715	2課以上又は構成 員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	93	53.9	638,483	1,595	636,888		
	短 大 卒	7	51.3	609,070	0	609,070		
	高 校 卒	47	53.7	599,388	68	599,320		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	72	50.9	594,917	67	594,850	同 上	同 上
	大 学 卒	57	51.1	592,000	80	591,920		
	短 大 卒	10	48.2	613,164	0	613,164		
	高 校 卒	5	53.1	605,059	0	605,059		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	49	50.1	544,665	3,973	540,692	上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び 部次長級専門職 中間職(部長—課 長間)	同 上	
大 学 卒	34	50.1	545,409	1,414	543,995			
短 大 卒	6	49.2	510,398	0	510,398			
高 校 卒	9	51.0	571,744	17,571	554,173			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	20	52.9	564,948	524	564,424	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 7級、8級
	大 学 卒	16	52.5	560,416	682	559,734		
	短 大 卒	2	48.0	574,125	0	574,125		
	高 校 卒	2	57.1	582,441	0	582,441		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	261	47.8	521,043	4,346	516,697	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	141	47.3	528,633	2,554	526,079		
	短 大 卒	25	48.2	473,775	4,907	468,868		
	高 校 卒	94	48.3	515,134	6,816	508,318		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	173	48.4	516,358	5,858	510,500	同 上	同 上
	大 学 卒	102	47.2	525,779	6,919	518,860		
	短 大 卒	24	48.8	517,067	7,456	509,611		
	高 校 卒	47	50.8	495,513	2,926	492,587		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	73	46.3	459,546	23,540	436,006	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	36	44.1	463,502	9,275	454,227		
	短 大 卒	9	44.8	439,631	35,067	404,564		
	高 校 卒	28	49.5	462,309	36,075	426,234		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	66	48.6	502,623	39,651	462,972	同 上	同 上	
大 学 卒	35	44.4	468,239	30,802	437,437			
短 大 卒	3	53.4	517,234	0	517,234			
高 校 卒	28	53.2	542,335	53,312	489,023			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	234	43.9	392,572	35,025	357,547	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	100	40.1	381,144	34,732	346,412		
	短 大 卒	33	45.3	406,350	38,596	367,754		
	高 校 卒	101	46.9	397,887	34,057	363,830		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 長	119	44.7	443,222	59,241	383,981	同 上	同 上
	大 学 卒	60	41.9	417,680	55,987	361,693		
	短 大 卒	10	41.5	461,001	76,071	384,930		
	高 校 卒	47	48.0	467,496	60,423	407,073		
	中 学 卒	2	49.2	448,411	43,360	405,051		
	事 務 主 任	298	42.3	376,517	58,577	317,940	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	134	39.2	379,621	52,310	327,311		
	短 大 卒	25	44.6	346,248	43,435	302,813		
	高 校 卒	136	45.0	378,235	66,208	312,027		
	中 学 卒	3	42.6	374,652	107,863	266,789		
	技 術 主 任	192	39.5	427,045	80,122	346,923	同 上	同 上
	大 学 卒	111	37.0	430,934	87,074	343,860		
	短 大 卒	23	42.5	453,279	91,645	361,634		
	高 校 卒	58	43.6	405,382	58,907	346,475		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	1,216	36.8	312,899	34,501	278,398		行政職 1級	
大 学 卒	561	34.8	328,712	34,615	294,097			
短 大 卒	188	38.0	302,764	31,066	271,698			
高 校 卒	462	38.9	296,773	36,010	260,763			
中 学 卒	5	45.0	258,924	18,005	240,919			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術 関係 職種	技 術 係 員	623	32.4	331,146	54,061	277,085		行政職 1級
	大 学 卒	370	30.9	331,922	57,766	274,156		
	短 大 卒	85	32.8	316,890	47,220	269,670		
	高 校 卒	167	36.0	337,229	48,175	289,054		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

## 4 企業規模50人以上100人未満

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 年 均 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の 工場の長 (取締役 兼任者を除く。)	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	14	52.2	532,748	3,657	529,091	{ 2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	5	53.8	553,610	12,387	541,223		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	8	51.3	512,183	104	512,079		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技 術 部 長	10	54.3	498,671	0	498,671	同 上	同 上	
大 学 卒	3	50.7	532,207	0	532,207			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	7	55.9	484,299	0	484,299			
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	3	54.6	518,542	922	517,620	{ 上記部長に事故等 あるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長—課長 間)	同 上	
大 学 卒	—	—	—	—	—			
短 大 卒	2	55.0	526,068	0	526,068			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		(A) - (B)	備 考	対 応 級
				円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	X	X	X	前記部長に事故等のあるときの職務代行 者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	48	48.6	434,119	5,963	428,156	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	18	49.8	459,295	7,031	452,264		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	28	47.7	415,926	5,766	410,160		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	36	46.5	475,660	14,012	461,648	同 上	同 上
	大 学 卒	18	47.0	480,365	15,094	465,271		
	短 大 卒	2	49.6	505,988	67,957	438,031		
	高 校 卒	15	46.2	472,801	7,316	465,485		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	7	48.5	432,017	44,287	387,730	上記課長に事故等のある ときの職務代行 者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級專 門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	5	47.4	423,912	42,259	381,653		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	6	48.2	436,462	45,991	390,471	同 上	同 上	
大 学 卒	5	46.0	412,284	55,189	357,095			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	X	X	X	X	X			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	58	45.3	385,352	52,935	332,417	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大 学 卒	24	45.2	377,657	50,235	327,422		
	短 大 卒	6	42.5	529,610	69,204	460,406		
	高 校 卒	27	45.8	366,582	51,974	314,608		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	53	42.9	419,862	69,194	350,668	同 上	同 上
	大 学 卒	26	41.5	413,930	70,403	343,527		
	短 大 卒	11	45.9	473,762	85,531	388,231		
	高 校 卒	16	43.6	399,724	58,166	341,558		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	65	43.4	355,152	49,135	306,017	係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2級（一部は3 級）
	大 学 卒	25	41.8	362,337	50,007	312,330		
	短 大 卒	9	45.2	376,044	75,393	300,651		
	高 校 卒	31	44.2	343,699	41,323	302,376		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	28	39.8	342,178	47,111	295,067	同 上	同 上
	大 学 卒	17	38.1	346,603	57,661	288,942		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	11	42.5	335,341	30,807	304,534		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 係 員	259	37.3	277,774	28,353	249,421		行政職 1級	
大 学 卒	94	32.2	298,800	34,143	264,657			
短 大 卒	27	39.7	253,126	25,380	227,746			
高 校 卒	136	39.8	268,352	24,497	243,855			
中 学 卒	2	46.1	386,479	104,517	281,962			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技 術 係 員	195	34.5	306,886	45,259	261,627		行政職 1級
	大 学 卒	82	32.6	322,769	50,680	272,089		
	短 大 卒	34	32.7	306,103	52,868	253,235		
	高 校 卒	78	37.2	290,547	37,129	253,418		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	9	53.0	200,655	4,893	195,762	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	7	49.6	354,127	96,418	257,709	
	守 衛	11	39.4	264,724	53,845	210,879	
	用 務 員	14	37.2	262,476	37,953	224,523	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	12	55.6	755,699	0	755,699	
	大 学 教 授	69	57.6	827,699	103,278	724,421	
	大 学 准 教 授	58	48.7	746,851	114,707	632,144	
	大 学 講 師	25	43.8	665,904	141,403	524,501	
	大 学 助 教	41	37.0	593,731	153,010	440,721	
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 教 頭	11	59.1	645,156	10,247	634,909	
高 等 学 校 教 諭	124	46.6	491,385	10,503	480,882		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	57.0	822,214	0	822,214	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研 究 部（課）長	37	50.8	677,880	651	677,229	
	研 究 室（係）長	38	45.7	571,237	6,666	564,571	
	主 任 研 究 員	140	43.7	563,215	29,604	533,611	
	研 究 員	138	36.0	431,059	42,760	388,299	
	研 究 補 助 員	22	34.2	410,079	57,238	352,841	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	62.5	982,493	5,650	976,843	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上
	副 院 長	4	56.5	762,277	11,300	750,977	
	医 科 長	5	56.2	752,330	0	752,330	
	医 師	34	49.0	683,762	40,924	642,838	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	8	46.5	492,433	16,180	476,253	
	薬 剤 師	63	35.8	353,361	47,307	306,054	
	診 療 放 射 線 技 師	65	39.2	409,834	52,349	357,485	
	臨 床 検 査 技 師	62	41.5	400,588	28,970	371,618	
	栄 養 士	41	36.6	299,617	32,632	266,985	
	理 学 療 法 士	56	33.3	326,333	26,223	300,110	
	作 業 療 法 士	49	33.8	308,340	10,594	297,746	
	総 看 護 師 長	9	52.0	600,417	10,578	589,839	
看 護 師 長	81	46.2	447,476	28,608	418,868		
看 護 師	319	34.7	361,819	61,306	300,513		
准 看 護 師	117	46.2	346,919	56,517	290,402		

その3 再雇用者

企業規模計

(平成29年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって		(A) - (B)	備 考
			支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長・工場長	X	X	X	X	X	その1給与比較の 対象職種の備考欄 参照
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術部長	38	62.4	502,976	5,107	497,869	
60歳男性	9	-	584,511	1,707	582,804	
事務・技術部次長	2	63.0	435,993	0	435,993	
60歳男性	X	-	X	X	X	
事務・技術課長	32	62.6	310,890	50	310,840	
60歳男性	9	-	338,660	0	338,660	
事務・技術課長代理	27	61.4	352,067	23,476	328,591	
60歳男性	11	-	342,775	18,045	324,730	
事務・技術係長	14	62.2	296,647	16,994	279,653	
60歳男性	3	-	294,425	0	294,425	
事務・技術主任	7	62.7	272,467	22,282	250,185	
60歳男性	-	-	-	-	-	
事務・技術係員	512	62.0	266,594	18,570	248,024	
60歳男性	102	-	273,925	24,679	249,246	

事務・  
技術関係  
職種

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職		
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長	支店長・工場長 部長・部次長		
9級	担当部長			
8級	次長	課長	支店長・工場長 部長・部次長	
7級	課長			
6級	副課長・主幹	課長代理	課長	支店長・工場長 部長・部次長
5級	班長・副主幹			課長
4級	係長・主査	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査		係長	係長
2級	主事・技師	主任	主任	主任
1級	主事・技師	係員	係員	係員

# 職員給与と民間給与との比較

第23表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[ \frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
378,578 円	377,330 円	1,248 円 ( 0.33 % )

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。  
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

## 平成29年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成29年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成29年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

#### （参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第24表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,600 <sup>円</sup>	52,170 <sup>円</sup>	61,090 <sup>円</sup>	70,010 <sup>円</sup>	78,910 <sup>円</sup>
住居関係費	31,700	39,120	33,400	27,680	21,970
被服・履物費	2,990	7,500	9,760	12,020	14,290
雑費Ⅰ	40,010	54,090	74,530	94,990	115,440
雑費Ⅱ	7,040	20,500	22,220	23,950	25,670
計	111,340	173,380	201,000	228,650	256,280

# 勞 働 經 濟 指 標

第25表 労働経済指標

項目 年度・年月	①	②	③		④	⑤						⑥		
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数 (調査 産業計)	有効求人倍率 (季節調整値)		完全 失業率 (季節 調整値)	きまって支給する給与 (調査産業計)						所定内 (調査)		
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (倍)	千 葉 県 (倍)		全 国		千 葉 県		全 国		千 葉 県		
						一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	一般 労働者	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	
平成 27年度	1.3	1.1	1.23	1.04	3.3	289.1	0.5	352.1	264.1	1.3	343.5	264.0	0.6	320.0
28年度	1.3	0.9	1.39	1.17	3.0	290.0	0.3	352.7	264.8	0.3	344.4	265.0	0.4	320.7
平成 28年4月		0.8	1.33	1.10	3.2	293.8	0.5	357.0	269.6	0.8	349.1	267.6	0.4	323.4
5月	0.5	0.8	1.35	1.13	3.2	287.5	0.3	348.6	266.3	1.5	345.9	263.0	0.1	317.5
6月		0.9	1.36	1.15	3.1	290.3	0.0	352.3	263.8	△ 0.2	342.5	265.7	0.1	320.8
7月		0.8	1.37	1.17	3.0	290.1	0.3	352.4	264.5	0.5	343.7	265.5	0.4	321.1
8月	0.2	0.9	1.37	1.17	3.1	288.3	0.3	350.3	262.4	△ 0.2	340.5	264.3	0.5	319.7
9月		1.0	1.38	1.16	3.0	289.1	0.3	351.5	261.8	0.4	341.5	265.0	0.5	320.6
10月		0.9	1.40	1.17	3.0	291.0	0.4	353.8	263.5	△ 0.7	344.3	265.6	0.5	321.4
11月	0.4	1.0	1.41	1.17	3.1	290.7	0.6	353.6	265.3	0.0	347.7	265.1	0.7	320.8
12月		1.0	1.43	1.18	3.1	290.7	0.5	354.4	266.4	0.3	346.3	264.9	0.6	321.4
平成 29年1月		1.1	1.43	1.19	3.0	288.1	0.4	351.1	262.5	0.1	341.5	263.4	0.6	319.6
2月	0.3	1.1	1.43	1.20	2.8	289.3	0.3	353.1	265.9	1.2	344.5	264.1	0.3	320.7
3月		1.1	1.45	1.22	2.8	291.4	△ 0.2	354.3	266.2	0.0	345.6	266.1	0.0	322.0
4月		1.6	1.48	1.23	2.8	295.0	0.3	357.5	272.9	1.1	351.2	268.9	0.6	324.2
5月	0.6	1.8	1.49	1.19	3.1	289.1	0.5	349.8	268.4	0.8	343.3	264.8	0.7	319.0
6月		1.5	1.51	1.24	2.8	291.5	0.4	352.8	267.9	1.6	344.5	267.3	0.7	321.9

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月  
(注)1 ①は平成23年基準、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成27年基準(ただし、⑤、⑥のうち千葉県の平成27年度、⑫の平成27年度については  
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。  
3 ⑩の平成27年度、平成28年度の欄は、それぞれ平成27暦年、平成28暦年の数値である。

給 与 産業計)			⑦ 所 定 外 給 与 (調査産業計)		⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目) (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数	
			千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 市		全 国		千 葉 市
(千円)	前年度比・ 前年同月比	一般 労働者	(千円)	(千円)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比	(千円)	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	
	(%)	(%)								(%)		(%)	(%)	(%)	(%)	
240.3	0.8		309.9	25.1	23.8	148.9	144.2	12.8	12.4	315.4	△ 1.0	302.9	△ 5.0	0.2	0.5	△ 3.2
240.8	0.2		310.5	25.0	24.0	148.3	143.9	12.7	12.5	310.4	△ 1.6	345.3	14.0	△ 0.1	0.1	△ 2.3
245.9	0.9		316.0	26.3	23.8	153.8	147.7	13.3	12.7	337.3	1.3	350.2	1.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 4.4
239.9	0.0		308.8	24.5	26.3	142.7	142.6	12.2	14.1	308.0	△ 2.9	425.8	51.2	△ 0.5	△ 0.1	△ 4.6
240.1	△ 0.5		308.9	24.6	23.6	154.0	149.2	12.5	12.4	277.5	△ 5.4	288.7	18.5	△ 0.4	△ 0.1	△ 4.5
240.9	0.6		310.5	24.5	23.6	151.5	146.6	12.5	12.4	303.9	△ 3.7	451.0	66.3	△ 0.4	0.0	△ 4.2
239.3	0.0		308.0	24.0	23.1	145.0	141.7	11.9	11.5	302.0	△ 4.9	286.2	△ 9.8	△ 0.5	0.2	△ 3.8
238.0	△ 0.2		307.8	24.1	23.7	148.8	143.8	12.5	12.3	297.3	△ 0.7	287.1	△ 13.5	△ 0.5	△ 0.1	△ 3.3
239.6	△ 0.4		310.5	25.4	23.9	148.3	142.9	12.8	12.2	306.6	△ 1.2	293.0	6.7	0.1	0.5	△ 2.7
240.8	△ 0.1		313.0	25.6	24.4	150.5	145.7	13.1	12.7	295.3	0.1	311.6	9.4	0.5	0.7	△ 2.3
242.0	0.6		312.1	25.9	24.4	148.0	143.9	13.1	12.9	350.3	3.0	367.2	5.2	0.3	0.3	△ 1.2
239.4	0.8		309.1	24.7	23.0	139.2	136.1	12.3	11.6	307.3	△ 1.8	364.7	△ 5.8	0.4	0.4	0.5
241.9	0.9		310.8	25.2	24.0	146.7	141.9	12.7	12.1	298.2	0.0	268.2	△ 19.4	0.3	0.0	1.1
241.5	△ 0.2		311.0	25.3	24.7	150.3	144.2	13.1	13.0	337.4	0.6	420.4	15.9	0.2	0.0	1.4
247.2	0.5		315.4	26.1	25.7	153.1	148.7	13.2	13.3	330.4	△ 2.1	348.6	△ 0.5	0.4	0.3	2.1
243.8	1.6		309.5	24.2	24.6	144.7	143.5	12.3	12.5	314.1	2.0	274.9	△ 35.4	0.4	0.1	2.1
243.1	1.3		309.7	24.2	24.7	154.2	149.1	12.3	12.2	295.7	6.6	269.0	△ 6.8	0.4	0.3	2.2

勤労統計調査全国調査」、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行平成22年基準)である。



# 人 事 院 勸 告

## 給与勧告の骨子

### ○ 本年の給与勧告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

- ① 本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復

### I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

（現行の民間給与との比較方法等）

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

#### 1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率87.8%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 631円 0.15%〔行政職（一）…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳〕  
〔俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分（注）56円〕  
（注）俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.42月（公務の支給月数 4.30月）

#### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

##### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表（一）

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

## (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

## (3) 初任給調整手当

医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

### <ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
29年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.90月	0.90月

### [実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

## III 給与制度の総合的見直し等

### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
  - \* 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

### 2 その他

#### (1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

#### (3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## 公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応じていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

#### (2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

#### (3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

#### (2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

#### (3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

#### (4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

